

議案第13号

愛西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例及び愛西市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部改正について

愛西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例及び愛西市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成31年2月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、指定介護予防支援等の提供に関する記録をその完結の日から5年間保存しなければならないこととする等のため必要があるからである。

愛西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例及び愛西市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(愛西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 愛西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成27年愛西市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条を第7条とし、同条の前に次の1条を加える。

(準用)

第6条 第2条から前条までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。

第3条中「法第59条第1項第1号」を「前2条に定めるもののほか、法第59条第1項第1号」に改め、「について」を削り、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)」を「介護予防支援等事業基準」に改め、同条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

(指定介護予防支援の提供に関する記録の整備)

第3条 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。第5条において「介護予防支援等事業基準」という。)第28条第2項の規定により整備した記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(指定介護予防支援事業に係る暴力団等の排除)

第4条 指定介護予防支援事業者は、その事業の運営について、暴力団(愛西市暴力団排除条例(平成24年愛西市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。)の支配を受けてはならない。

(愛西市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める

条例の一部改正)

第2条 愛西市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例（平成25年愛西市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条を第8条とする。

第5条中「法第115条の14第1項」を「第4条及び第5条に定めるもののほか、法第115条の14第1項」に改め、「について」を削り、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」を「地域密着型介護予防サービス事業基準」に改め、同条を第7条とする。

第4条中「法第78条の4第1項」を「前2条に定めるもののほか、法第78条の4第1項」に改め、「について」及び「(平成18年厚生労働省令第34号)」を削り、同条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

（指定地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの提供に関する記録の整備）

第4条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項（第37条の3において準用する場合を含む。）、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項（第169条において準用する場合を含む。）及び第181条第2項の規定並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。第7条において「地域密着型介護予防サービス事業基準」という。）第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項の規定により整備した記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（指定地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業に係る暴力団等の排除）

第5条 地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業

者は、その事業の運営について、暴力団（愛西市暴力団排除条例（平成24年愛西市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）の支配を受けてはならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の愛西市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第3条（同条例第6条において準用する場合を含む。）の規定及び第2条の規定による改正後の愛西市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後に完結する記録について適用し、同日前に完結した記録については、なお従前の例による。